

お客さま各位

「NISA 口座のみなし廃止」に関するお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和3年度税制改正により、2017年分の非課税管理勘定（一般 NISA）を設定しているお客さまのうち、当金庫にマイナンバーを届出いただいていないお客さま（A）は、非課税口座廃止届出書を提出したものとみなし、2022年1月1日をもって NISA 口座が廃止されます（「みなし廃止」といいます）。

また、マイナンバーを既に届出いただいたお客さまであっても、2018年以降の非課税管理勘定（一般 NISA）または累積投資勘定（つみたて NISA）が設定されていないお客さま（B）は同様の措置となります。

該当するお客さまのうち、2022年以降も当金庫で NISA 口座のご利用を希望される方は、マイナンバーの届出や非課税口座開設届出書を提出していただくなど、所要の手続きが必要となります。詳しくは、記載の【問い合わせ先】までご相談ください。

- 今現在ご利用いただける NISA 口座は、NISA 第2期（2018年以降に開始された NISA 口座）となります。2018年以降に NISA 口座を開設している方は、マイナンバーを届出済みですので、引き続き NISA 口座を利用することができます。
- 今回廃止となるのは、NISA 第1期（既に投資可能期間（2014年～2017年）が過ぎており、なおかつ非課税での保有期間が本年12月末に終了する NISA 口座）ですので、お客さまの取引に影響はございません。
- マイナンバーを既に届出済みの場合は、再度の届出は不要です。

【「みなし廃止」対象のお客さま】

2017年分の非課税管理勘定（一般 NISA）を設定しているお客さまのうち、太枠のお客さまが「みなし廃止」の対象となります。

	要件		2022年以降の利用・廃止
	マイナンバーの届出	2018年以降の一般 NISA・つみたて NISA の有無	
みなし廃止の 対象（A）	届出未済	2018年以降の一般 NISA・ つみたて NISA なし	2022年1月1日をもって NISA 口座が廃止されます。
みなし廃止の 対象（B）	届出済み		
みなし廃止の 対象外	届出済み	2018年以降の一般 NISA・ つみたて NISA あり	2022年以降も引き続き NISA 口座を利用できます。

以上



城北信用金庫

【問い合わせ先】

城北信用金庫 国際資金部

電話番号：0120-276-251

受付時間：平日 9：00～17：00